



宮 崎 県 公 報

平成25年3月12日（火曜日）号外 第8号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

	頁
人事委員会規則	
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	1

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月12日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第1号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>第1条の4</u> 退職した者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月のうちに地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をした期間のある月（以下「<u>高齢者部分休業月</u>」という。）がある場合においては、次の各号に掲げる高齢者部分休業月の区分に応じて当該各号に定める高齢者部分休業月は、<u>条例第6条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める休職月等に含まれるものとみなす。</u></p> <p>（1）<u>退職した者が属していた職員の区分が同一の高齢者部分休業月がある高齢者部分休業月</u> 職員の区分が同一の高齢者部分休業月ごとにそれぞれその最初の高齢者部分休業月から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある高齢者部分休業月</p> <p>（2）<u>退職した者が属していた職員の区分が同一の高齢者部分休業月がない高齢者部分休業月</u> 当該高齢者部分休業月（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）</p>	<p>（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）</p> <p><u>第1条の4</u> 退職した者の基礎在職期間に<u>条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第6条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、人事委員会の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。</u></p> <p>（1）・（2） [略]</p>
<p><u>第1条の5</u> 退職した者の基礎在職期間に<u>条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第6条の4第1項及び次条の規定の適用については、その者は、人事委員会の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。</u></p> <p>（1）・（2） [略]</p>	<p><u>第1条の4</u> 退職した者の基礎在職期間に<u>条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第6条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、人事委員会の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。</u></p> <p>（1）・（2） [略]</p>
<p><u>第1条の6</u> [略]</p> <p>（調整月額に順位を付す方法等）</p>	<p><u>第1条の5</u> [略]</p> <p>（調整月額に順位を付す方法等）</p>
<p><u>第1条の7</u> 前条（<u>第1条の5</u>の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属し</p>	<p><u>第1条の6</u> 前条（<u>第1条の4</u>の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属し</p>

ていたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 [略]

第1条の8 [略]

(在職期間の通算)

第2条 条例第7条第5項に規定する人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 宮崎県において経費を負担する市町村立学校職員給与負担法(昭和23年7月法律第135号)第1条に規定する職員

(2) 前号以外の者で条例第19条第2項の規定の適用ある職員以外の地方公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の2第1項の規定により退職した者(同法第81条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))及びこれらに準ずる他の法令の規定により退職した者並びに法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)

(退職手当の支給手続)

第3条 条例第2条の4の規定による退職手当の支給を受けようとする者(在職中の死亡又は退職した後死亡した場合を除く。)は、退職手当支給申請書(1)(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して任命権者に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 退職所得の受給に関する申告書(所得税法(昭和40年法律第33号)第39条第5項の規定によるもの)

(3) [略]

2 在職中の死亡又は退職した後死亡した場合には、退職手当支給申請書(2)(様式第3号)に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴書

(2)~(4) [略]

(基本手当の日額)

第5条 条例第10条第1項に規定する基本手当の日額は、次条の規定により算定した賃金日額に雇用保険法(昭和49年法律第116号)第16条の規定を適用して算定した金額とする。

(退職票の提出)

第9条 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)に出頭し、第7条の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申込みを行い、管轄公共職業安定所の長から求職の申込みをした日を証明する書類(以下「求職証明書」という。)の交付を受け、その求職証明書及び退職票を知事に提出しなければならない。この場合において、当該者が第11条第4項に規定する受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。

(基本手当に相当する退職手当の支給日)

第13条 基本手当に相当する退職手当は、毎月16日又は知事の指定する日に、それぞれの前日までの間における失業の認定を受けた

ていたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 [略]

第1条の7 [略]

第2条 削除

(退職手当の支給手続)

第3条 条例第2条の4の規定による退職手当の支給を受けようとする者(在職中の死亡又は退職した後死亡した場合を除く。)は、退職手当支給申請書(1)(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して任命権者に提出しなければならない。

(1) 退職所得の受給に関する申告書(所得税法(昭和40年法律第33号)第203条に規定するもの)

(2) [略]

(3) その他任命権者が必要と認める書類

2 在職中の死亡又は退職した後死亡した場合には、退職手当支給申請書(2)(様式第3号)に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)~(3) [略]

(4) その他任命権者が必要と認める書類

(基本手当の日額)

第5条 条例第10条第1項に規定する基本手当の日額は、次条の規定により算定した賃金日額を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第17条に規定する賃金日額とみなして同法第16条の規定を適用して算定した金額とする。

(退職票の提出)

第9条 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)に出頭し、第7条の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申込みを行い、管轄公共職業安定所の長から求職の申込みをした日を証明する書類(様式第7号の2。以下「求職証明書」という。)の交付を受け、その求職証明書及び退職票を知事に提出しなければならない。この場合において、当該者が第11条第4項に規定する受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。

(基本手当に相当する退職手当の支給日)

第13条 基本手当に相当する退職手当は、知事の指定する日に、その前日までの間における失業の認定を受けた日の分を支給する。

日の分を支給する。

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)

第14条 条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者は、待期日数の経過後速やかに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、失業認定申告書(様式第11号)に受給資格証を添えて提出した上、待期日数の間における失業の認定を受け、その書類を知事に提出しなければならない。

2 受給資格者が基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第10条第1項の規定による退職手当に係る場合にあっては前項に規定する失業の認定を受けた後、同条第3項の規定による退職手当に係る場合にあっては第9条に規定する求職の申込みをした後に知事が指定する失業の認定を受けるべき日ごとに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、前項に規定する失業認定申告書に受給資格証を添えて提出した上、失業の認定を受け、その書類を知事に提出しなければならない。

3 [略]

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第22条の2 [略]

2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第10条第5項の規定による退職手当に係る場合にあっては前条第1項において準用する第14条第1項の規定による失業の認定を受けた後に、条例第10条第6項の規定による退職手当に係る場合にあっては前条第1項において準用する第9条の規定による求職の申込みをした後に知事が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者失業認定申告書に高年齢受給資格証を添えて提出した上、失業の認定を受け、その書類を知事に提出しなければならない。

3 [略]

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

第23条 [略]

2 特例受給資格者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第10条第7項の規定による退職手当に係る場合にあっては第22条第2項において準用する第14条第1項の規定による失業の認定を受けた後に、条例第10条第8項の規定による退職手当に係る場合にあっては第22条第2項において準用する第9条の規定による求職の申込みをした後に知事が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、特例受給資格者失業認定申告書に特例受給資格証を添えて提出した上、失業の認定を受け、その書類を知事に提出しなければならない。

3 [略]

(書類の経由)

第31条 [略]

2 前項の所属長は、第3条第1項及び第2項の退職手当支給申請書を受理したときは、退職手当計算内訳書(様式第25号)を添付して任命権者に送付しなければならない。

附 則

(差額の排除の対象外となるもの)

2 条例附則第32項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、第1条の8に規定する給料月額とする。

別表(第1条の6関係)

[略]

[略]

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)

第14条 条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者は、待期日数の経過後速やかに管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格証及び失業認定申告書(様式第11号)を提出して職業の紹介を求め、相談証明を受領した後、知事にこれらの書類を提出して、待期日数の間における失業の認定を受けるものとする。

2 受給資格者が基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第10条第1項の規定による退職手当に係る場合にあっては前項に規定する失業の認定を受けた後、同条第3項の規定による退職手当に係る場合にあっては第9条に規定する求職の申込みをした後に知事が指定する日ごとに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、前項に規定する失業認定申告書に受給資格証を添えて提出した上、相談証明を受領し、その書類を知事に提出して、失業の認定を受けるものとする。

3 [略]

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第22条の2 [略]

2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第10条第5項の規定による退職手当に係る場合にあっては前条第1項において準用する第14条第1項の規定による失業の認定を受けた後に、条例第10条第6項の規定による退職手当に係る場合にあっては前条第1項において準用する第9条の規定による求職の申込みをした後に知事が指定する日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者失業認定申告書に高年齢受給資格証を添えて提出した上、相談証明を受領し、その書類を知事に提出して、失業の認定を受けるものとする。

3 [略]

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

第23条 [略]

2 特例受給資格者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第10条第7項の規定による退職手当に係る場合にあっては第22条第2項において準用する第14条第1項の規定による失業の認定を受けた後に、条例第10条第8項の規定による退職手当に係る場合にあっては第22条第2項において準用する第9条の規定による求職の申込みをした後に知事が指定する日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、特例受給資格者失業認定申告書に特例受給資格証を添えて提出した上、相談証明を受領し、その書類を知事に提出して、失業の認定を受けるものとする。

3 [略]

(書類の経由)

第31条 [略]

附 則

(差額の排除の対象外となるもの)

2 条例附則第32項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、第1条の7に規定する給料月額とする。

別表(第1条の5関係)

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第 1 号 (第 3 条関係)

[略]

現 住 所

氏 名 ④

[略]

支払方法 本庁払、送金払 ()

備考 送金払希望の場合は、受取銀行名、郵便局名等を記入
してください。

[略]

[略]

様式第 1 号 (第 3 条関係)

[略]

(郵便番号)

フリガナ

現 住 所

氏 名 ④

[略]

※ 支払方法 (必要事項を記入してください。)

口座振替払

金融機関名 (支店名) :

預金種類: 普通 当座 (該当す
る方に○をしてください。)

口座番号:

フリガナ

口座名義:

※ 原則、給与支給の口座を記載すること。もし、給与支
給の口座以外を希望する場合は、通帳の写しを添付する
こと。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

[略]

年 月 日宮崎県 を退職した (氏名) に対する
退職手当を支給されるよう申請します。

[略]

本籍地

現住所

元職員との身分関係

氏 名 ④

[略]

支払方法 本庁払、送金払 ()

備考 送金払希望の場合は、受取銀行名、郵便局名等を記入
してください。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

(表面)

[略]

年 月 日宮崎県 を退職した _____ に対する
退職手当を支給されるよう申請します。

[略]

(郵便番号)

フリガナ

現住所

元職員との身分関係

氏 名 ④

[略]

※ 支払方法 (必要事項を記入してください。)

口座振替払

金融機関名 (支店名) :

預金種類: 普通 当座 (該当す
る方に○をしてください。)

口座番号:

フリガナ

口座名義:

※ 通帳の写しを添付してください。

(裏面)

※ 退職手当の支給を受ける御遺族が 2 人以上いる場合に
は、下記に必要な事項を記入してください。

元職員との身分関係

氏 名

※ 支払方法 (必要事項を記入してください。)

口座振替払

金融機関名(支店名)：
 預金種類： 普通 当座 (該当する方に○をしてください。)
 口座番号：
 フリガナ
 口座名義：
 ※ 通帳の写しを添付してください。

元職員との身分関係
 氏 名
 ※ 支払方法(必要事項を記入してください。)
 口座振替払
 金融機関名(支店名)：
 預金種類： 普通 当座 (該当する方に○をしてください。)
 口座番号：
 フリガナ
 口座名義：
 ※ 通帳の写しを添付してください。

様式第 5 号 (第 3 条関係)

[略]

元職員との身分関係 氏 名

[略]

現 住 所 氏 名 ㊦

現 住 所 氏 名 ㊦

様式第 5 号 (第 3 条関係)

[略]

元職員との身分関係 氏 名

[略]

現 住 所 氏 名 ㊦

現 住 所 氏 名 ㊦

現 住 所 氏 名 ㊦

現 住 所 氏 名 ㊦

様式第 6 号 (第 7 条関係)

(表面)

[略]					
⑮退職時に支給された退職手当	円	説明欄	⑯退職時の給料月額	円	
[略]					

[略]

(裏面)

[略]

⑮欄には、退職した職員の退職時支給した一般の退職手当の額を記載すること。

なお、説明欄には、予告を受けない退職者の退職手当を支給した場合にはその額を、一般の退職手当を支給しなかった場合にはその理由を記載すること。

[略]

様式第 6 号 (第 7 条関係)

(表面)

[略]					
⑮退職時に支払われた一般の退職手当等の額	円	説明欄	⑯退職時の給料月額	円	
[略]					

[略]

(裏面)

[略]

⑮欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。

なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記載すること。

[略]

様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 7 号の 2 (第 9 条関係)

求 職 証 明 願

宮崎県職員の退職手当に関する条例施行規則に基づき、失業者の退職手当を受給するために必要がありますので、私が、宮崎県から交付を受けた「宮崎県職員退職票」を貴公共職業安定所に提出し、求職の申込みを行った日付を証明して下さるようお願いいたします。

年 月 日

住所

氏名

印

公共職業安定所長 殿

求 職 証 明 書

住所

氏名

上記の者は、年 月 日に当所に「宮崎県職員退職票」を提出し、求職の申込みを行ったことを証明します。

年 月 日

公共職業安定所長 印

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第 8 号 (第 10 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>(第 1 面)</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(第 2 面及び第 3 面) (日本工業規格 B 列 7)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1 この証は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、<u>第 1 面</u>に書かれている受給期間満了年月日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。</p> <p>2 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、あらかじめ管轄公共職業安定所にこの証を関係書類に添えて<u>提出し、失業の認定を受けた後、知事に提出すること。</u></p> <p>3 受給資格者は、<u>第 1 面</u>記載の「最初の失業認定日」に出頭し、待期日数の間における失業の認定を受けること。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 <u>第 1 面</u>に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数である。</p> <p>(第 4 面)</p>	<p>様式第 8 号 (第 10 条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>[略]</p> <p>(裏面)</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1 この証は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、<u>表面</u>に書かれている受給期間満了年月日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。</p> <p>2 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、あらかじめ管轄公共職業安定所にこの証を関係書類に添えて<u>提出して職業の紹介を求めた後、知事に提出して、失業の認定を受けること。</u></p> <p>3 受給資格者は、<u>表面</u>記載の「最初の失業認定日」に出頭し、待期日数の間における失業の認定を受けること。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 <u>表面</u>に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数である。</p>

様式第 11 号を次のように改める。

（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいう。
- 4 ①欄「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であって、「就職又は就労」とはいえない程度のもの（1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいうものである。
- 6 ③欄のアに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 7 ④欄のイの(オ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																		
<p>様式第14号の2 (第20条の2関係)</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 33%;">管轄公共職 業安定所</td> <td style="width: 33%;">所在地 名 称</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">印</td> </tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(日本工業規格B列7)</p> <p>(裏面)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けようとするときは、あらかじめこの証を関係書類に添えて管轄公共職業安定所に提出し、失業の認定を受けた後、知事に提出すること。</p> <p>3・4 [略]</p>	[略]			管轄公共職 業安定所	所在地 名 称	印	[略]			<p>様式第14号の2 (第20条の2関係)</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 33%;">管轄公共職 業安定所</td> <td style="width: 33%;">所在地 名 称</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">印</td> </tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(日本工業規格B列7)</p> <p>(裏面)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けようとするときは、あらかじめ管轄公共職業安定所にこの証を関係書類に添えて提出して職業の紹介を求めた後、知事に提出して、失業の認定を受けること。</p> <p>3・4 [略]</p>	[略]			管轄公共職 業安定所	所在地 名 称	印	[略]																																		
[略]																																																			
管轄公共職 業安定所	所在地 名 称	印																																																	
[略]																																																			
[略]																																																			
管轄公共職 業安定所	所在地 名 称	印																																																	
[略]																																																			
<p>様式第15号 (第21条関係)</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 33%;">管轄公共職 業安定所</td> <td style="width: 33%;">所在地 名 称</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">印</td> </tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(日本工業規格B列7)</p> <p>(裏面)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1 この証は、特例一時金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから表面に書かれている受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。</p> <p>2 特例一時金に相当する退職手当を受けようとするときは、あらかじめこの証を関係書類に添えて管轄公共職業安定所に提出し、失業の認定を受けた後、知事に提出すること。</p> <p>3・4 [略]</p>	[略]			管轄公共職 業安定所	所在地 名 称	印	[略]			<p>様式第15号 (第21条関係)</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 33%;">管轄公共職 業安定所</td> <td style="width: 33%;">所在地 名 称</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">印</td> </tr> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> </table> <p>(裏面)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1 この証は、特例一時金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから表面に書かれている受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。</p> <p>2 特例一時金に相当する退職手当を受けようとするときは、あらかじめ管轄公共職業安定所にこの証を関係書類に添えて提出して職業の紹介を求めた後、知事に提出して、失業の認定を受けること。</p> <p>3・4 [略]</p>	[略]			管轄公共職 業安定所	所在地 名 称	印	[略]																																		
[略]																																																			
管轄公共職 業安定所	所在地 名 称	印																																																	
[略]																																																			
[略]																																																			
管轄公共職 業安定所	所在地 名 称	印																																																	
[略]																																																			
<p>様式第15号の2 (第22条関係)</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="5">[略]</td></tr> <tr><td colspan="5">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">公共職業安定所長</td> <td colspan="3">殿</td> </tr> <tr> <td>※公共職業安定所 記載欄</td> <td>連絡事項</td> <td></td> <td>取扱者印</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="5">[略]</td></tr> </table> <p>(裏面)</p> <p>[略]</p>	[略]					[略]					公共職業安定所長		殿			※公共職業安定所 記載欄	連絡事項		取扱者印		[略]					<p>様式第15号の2 (第22条関係)</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="5">[略]</td></tr> <tr><td colspan="5">[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">宮崎県知事 (氏名)</td> <td colspan="3">殿</td> </tr> <tr> <td>※公共職業安定所 記載欄</td> <td>相談証明</td> <td></td> <td>取扱者印</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="5">[略]</td></tr> </table> <p>(裏面)</p> <p>[略]</p>	[略]					[略]					宮崎県知事 (氏名)		殿			※公共職業安定所 記載欄	相談証明		取扱者印		[略]				
[略]																																																			
[略]																																																			
公共職業安定所長		殿																																																	
※公共職業安定所 記載欄	連絡事項		取扱者印																																																
[略]																																																			
[略]																																																			
[略]																																																			
宮崎県知事 (氏名)		殿																																																	
※公共職業安定所 記載欄	相談証明		取扱者印																																																
[略]																																																			
<p>様式第16号 (第22条関係)</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> <tr><td colspan="3">(該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載して下さい。)</td></tr> <tr> <td style="width: 33%;">① 失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。</td> <td style="width: 33%;">ア し た イ し ない</td> <td style="width: 33%;">就職又は就労をした月日を記載して下さい。</td> </tr> </table>	[略]			(該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載して下さい。)			① 失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	ア し た イ し ない	就職又は就労をした月日を記載して下さい。	<p>様式第16号 (第22条関係)</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3">[略]</td></tr> <tr><td colspan="3">(該当のところへ○印を付け、必要な事項を記載して下さい。)</td></tr> <tr> <td style="width: 33%;">① 失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。</td> <td style="width: 33%;">ア し た イ し ない</td> <td style="width: 33%;">就職又は就労をした月日を記載して下さい。</td> </tr> </table>	[略]			(該当のところへ○印を付け、必要な事項を記載して下さい。)			① 失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	ア し た イ し ない	就職又は就労をした月日を記載して下さい。																																
[略]																																																			
(該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載して下さい。)																																																			
① 失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	ア し た イ し ない	就職又は就労をした月日を記載して下さい。																																																	
[略]																																																			
(該当のところへ○印を付け、必要な事項を記載して下さい。)																																																			
① 失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	ア し た イ し ない	就職又は就労をした月日を記載して下さい。																																																	

事 業 主 の 証 明	③ 雇入年月日 (事業開始年月日) [略]	平成 年	④ 採用内定年月	平成 年	月 日	月 日
	[略]					
	⑦ 賃 金月 額	[略]	⑧ 雇 用期 間	ア 定めなし イ 定めあり	平成 年 月 日まで (年 月)	
	[略]					
	平成 年 月 日					
	[略]					
	[略]					
	平成 年 月 日					
	[略]					
	※処理欄	[略]			[略]	
		支給決定年月日	平成 年 月 日			
	[略]					
	(裏面)					
	[略]					
	様式第17号 (第24条関係)					
	(表面)					
	[略]					
	[略]					
事 業 主 の 証 明	③ 雇入年月日 (事業開始年月日) [略]	年	④ 採用内定年月	年	月 日	月 日
	[略]					
	⑦ 賃 金月 額	[略]	⑧ 雇 用期 間	ア 定めなし イ 定めあり	年 月 日まで (年 月)	
	[略]					
	年 月 日					
	[略]					
	[略]					
	※処理欄	[略]			[略]	
		支給決定年月日	年 月 日			
	[略]					
	(裏面)					
	[略]					
	様式第17号 (第24条関係)					
	(表面)					
	[略]					
	[略]					
事 業 主 の 証 明	③ 雇入年月日 (事業開始年月日) [略]	平成 年 月	④ 採用内定年	平成 年 月	月 日	月 日
	[略]					
	⑦ 賃 金月 額	[略]	⑧ 雇 用期 間	ア 定めなし イ 定めあり	平成 年 月 日まで (年 月)	
	[略]					
	平成 年 月 日					
	[略]					
	[略]					
	※処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	平成 年 月 日	
	[略]					
	(裏面)					
	[略]					

様式第25号を次のように改める。

様式第25号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(手続等に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定によってされた届出、申請その他の手続は、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の相当規定によりされた届出、申請その他の手続とみなす。